



2015年12月2日

日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件提訴 記者会見

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

1 本事案の概要

訴訟の対象：外務省の行った日米合同委員会（1952年、1960年）の議事録の一部
に対する不開示決定

原告：特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木由希子（法人としての提訴）

被告：国（処分庁 外務省）

提訴日：2015年12月2日

2 本事案の経過

2015年4月30日	外務省に情報公開法に基づき情報公開請求書を送付 ①昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの ②日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの
2015年6月30日	外務省 不開示決定
2015年8月21日	不開示決定に対する異議申立書を外務省に送付
2015年12月2日	不開示決定の取消等を求めて東京地裁に提訴

3 不開示等理由

不開示理由①：昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの

「当省保有の行政文書を探索しましたが、対象となる行政文書は作成・取得していないため不開示（不存在）としました。」

不開示理由②：日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの

「本件行政文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことを前提に行われた日米地位協定の実施に関する日米間の協議の記録であり、本件協議の内容が記録された議事録を公にすることにより、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、また、その結果、米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号)

4 情報公開請求、訴訟に至った理由

(1) 背景

日米地位協定の下に設置されている日米合同委員会は、日米双方の合意がない限り議事録等を公表しないと取り決められているとされている。また、公表される議事録は公表用に作成されたものであるともされている。そのため、これまで情報公開請求に対して、公表が合意されていない議事録等が不開示とされているだけでなく、公表されている案件も議事録そのものは不開示、日米合同委員会に係る議事録や資料等をまとめたインデックス、開催実績に関する情報などもすべて不開示となっている。これらの不開示決定に対して、これまでも様々な請求者が不服申立てを行っているが、情報公開・個人情報保護審査会は一貫して、不開示妥当と答申している。

本事案で請求しているのは、1960年の日米地位協定発効後の日米合同委員会の議事録の一部と、1952年の日米行政協定時代の日米合同委員会の議事録の一部で、いずれも、議事録等を日米双方の合意がない限り公表しないことを確認した部分である。1960年の該当する議事録は、過去に情報公開・個人情報保護審査会で不開示妥当の答申が出されている。1952年の該当する議事録については、審査会の答申で過去に言及されているものがありその存在が確認できるが、本件請求段階では不存在となった。

(2) 情報公開請求の理由

2015年3月に、米軍の北部演習場を通る県道70号線の共同使用に関する文書を、沖縄県が情報公開条例に基づく住民からの公開請求に対して公開の決定を行ったことについて、国が公開決定を取り消す訴訟を沖縄県に対して提起した(現在係争中)。理由は、日米合同委員会の議事録等を含む文書で、米側との公表の合意がなく、外交・安全保障上の支障と国の事務事業上の支障から、沖縄県条例の定める非公開情報に該当するというもの。日米合同委員会で日米双方の合意がない限り議事録等を公表しないとの取り決めがあることによって、それを覆して公開することは日本の外交・安全

保障上の支障という理由で、日米合同委員会関係の情報が非公開とされて、固定化されてきた。この淵源が1960年の日米合同委員会での日米双方の合意がない限り非公表、さらには1952年の行政協定時代の日米合同委員会での同様の合意であることは、過去の情報公開・個人情報保護審査会の答申から明らかである。いずれも50年以上前の合意内容であり、その後日米双方で情報公開法が制定、運用され、情報公開に対する社会の認識も変わっている中、どのような合意内容であるのかを明らかにする必要があるとの理由から、情報公開請求を行った。

(3) 提訴の理由

日米合同委員会に関する情報は公表とされているもの以外は非公開とすることで判断が行政救済レベルでは固定化しており、不服申し立てでは進展が見込めないと考えた。そこで、不服申し立ても並行して行いつつ、これまで日米合同委員会の議事録関係での情報公開訴訟はないことから、訴訟で本件について争うこととした。

本件は、1960年の該当する議事録のすべての公開請求を求めているのではなく、総合の合意がない限り公表しないという趣旨のわかる部分のみの公開請求を行っているが、全部不開示となった。すでに、過去の答申等で、議事録に記載されている趣旨は明らかであるが、その具体的な文言は公開できない、その理由が外交・安全保障上の支障とするのは、明らかに広すぎる非公開範囲である。形式的に、米側が公表に合意していないことをもって、議事録公表に関する合意内容すら明らかにできないというのは看過できない。また、1952年の該当議事録は不存在との決定となったが、過去の答申ではその存在が確認できるもので、ないこと自体が本来はあってはならないことだ。外務省に口頭で確認したところでは、廃棄や歴史文書としての移管が行われているわけではないとの説明を受けており、公文書管理のあり方として疑問がある。

以上のことから、本訴訟の提起に至った。

5 連絡先

(1) 原告

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
担当 三木 由希子 (理事長)
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403
TEL.03-5269-1846 携帯.090-1708-8095 FAX.03-5269-0944

(2) 弁護団

弁護団メンバー：近藤卓史 (団長)、二関辰郎、牧田潤一郎、秋山淳、加賀山瞭
弁護士 秋山 淳 (原後綜合法律事務所)
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-1 四谷三菱ビル5階
電話 03-3341-5271 FAX 03-3359-5975

